



「徳島県こども計画（素案）」について県民の皆さん のご意見を募集します。

徳島県では、こども基本法に基づき、こどもが将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、「徳島県こども計画」の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての計画の「素案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよい計画にしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

1 ご意見の募集期間

令和6年11月29日（金）～ 令和7年1月5日（日）（必着）

2 ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

① ホームページからの投稿の場合

https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/



② 郵送の場合

〒770-8570 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

※住所の記入は不要です。

③ ファクシミリの場合

FAX：088-621-2862 徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④ 持参の場合

徳島県庁1階 生活環境部県民ふれあい課まで

（午前8時30分から午後6時15分まで（土・日・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く））

3 お問い合わせ先

（内容について）徳島県 こども未来部 こども未来政策課 企画担当

電話：088-621-2786 FAX：088-621-2843

メールアドレス：kodomomiraiseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当

電話：088-621-2096 FAX：088-621-2862

メールアドレス：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒770-8570

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 行
（パブリックコメント）



Q1 「徳島県こども計画」ってどんな計画？

この計画は、こども基本法第10条に規定されている「都道府県こども計画」として策定するものであり、本県で暮らすすべてのこどもが、将来にわたって健やかに幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごせる社会の実現を目指し、こどもも子育て当事者も幸せを実感できるよう、こども施策を総合的に推進するものです。



Q2 どんな意見を出せばいいのですか？

計画の素案では、

「すべてのこどもが笑顔になれる「こどもまんなか とくしま」の実現」

～こどもも子育て当事者も幸せを実感できる社会へ～

という基本理念を実現するために、6つの基本目標を掲げて、実効性のあるこども施策を展開することとしております。

「徳島県こども計画（素案）」に加えて、その概要をわかりやすくまとめた「やさしい版」を作成しております。これらをご一読いただき、その内容に対して、ご意見やご提案をお寄せください。



Q3 提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、計画の策定にあたり十分検討させていただき、可能なものについては計画に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報 は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。